

○財務省告示第二百二十四号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、  
平成二十三年六月十五日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十三年七月五日

財務大臣 野田 佳彦

一 名称及び記号	利付国庫債券（二年）（第三百五 回）
二 発行の根拠 法律及びそ の条項	特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項及び第六十二条第一項 社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。
三 振替法の適 用等	価格を競争に付して行われる入 札（以下「価格競争入札」とい う。）による発行（以下「価格競 争入札発行」という。）、価格競 争入札と同時に行われる入札で あって、価格競争入札において 定められた利率をその利率とし 、価格競争入札において募入 の決定を受けた各申込みの応募 価格を募入額により加重平均し て得られる価格をその発行価格 とするものによる発行（以下「非 競争入札発行」という。）、価格 競争入札と同時に行われる入札 であつて、財務大臣が各国債市
四 発行方法	





十 十  
三 二

ロ イ 一

十 十

発

九 八

二

振 額 最

替 単 位

低

額 面 金

初 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非 入 価 発	振 替 単 位	最 低 額 面 金	行 争 非 者 特 国 行 争	入 価 ・ 別 債 市 場	入 札 発
期 札 格 第 参 市 及 入 札 格 第 参 市 行 争 入 札 格 競 争 行 行			入 札 格 第 参 市 場	入 札 格 第 参 市 場	行 行 行 行
利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 I 加 場 ` 入 行 争 価 日			発 競 II 加 場	入 札 格 第 II 加 場	格 日
子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 ` 入 行 争 価 日			入 札 格 第 II 加 場	入 札 格 第 II 加 場	格 日

平 年  
成 ○  
二 ・  
十 二  
三 パ  
年 ー  
十 セ  
二 ン  
月 ト  
十  
五  
日  
を  
支

厘 額 上 額 平 成 二 十 三 年 六 月 十 五 日

の 面 金 額 百 円 に つ き 百 円 五 銭 以

す の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と

の 記 載 又 は 記 録 は 最 低 額 面 金

振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿

五 万 円

六 三  
万 千  
三 四  
千 百  
七 十  
二 億  
八 千  
三 百  
九 十

